

釧路市文化振興条例に基づく派遣助成基準

平成12年7月1日改正
平成18年4月1日改正
平成20年4月1日改正
平成25年4月1日改正
平成28年4月1日改正
平成29年4月1日改正
令和4年4月1日改正
令和6年4月1日改正

(目的)

第1条 この基準は、釧路市文化振興条例（平成17年釧路市条例第252号。以下「条例」という。）第3条第1項第5号及び第6号の規定により教育委員会が行う派遣助成の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象)

第2条 教育委員会は、次の各号に掲げる市外で開催される発表会等（条例第3条第1号及び第6号に規定する発表会等をいう。以下同じ。）に出場する者に助成金を交付するものとする。

- (1) 国又は北海道（北海道教育委員会含む）、吹奏楽連盟、高等学校文化連盟のいずれかが主催又は後援する発表会等
 - (2) その他教育長が認めた団体等が主催又は後援する発表会等
- 2 前項各号に規定する発表会等へ出場する者の内、次の各号に定める者を助成金の交付対象者とする。ただし、同一の個人に対する助成は、年2回を限度とする。
- (1) 前項第1号に規定する全道規模以上の発表会等については、当該発表会等の予選等を経て、発表会等の開催要綱に基づく出場者として出場する小学生、中学生又は高校生
 - (2) 前項第2号に規定する発表会等の内、全道規模の発表会等については、当該発表会等の予選等の出場部門において最上位の成績を残し、発表会等の開催要綱に基づく出場者として出場する小学生、中学生又は高校生
 - (3) 前項第2号に規定する発表会等の内、全国規模以上の発表会等については、当該発表会等の予選等を経て、発表会等の開催要綱に基づく出場者として出場する小学生、中学生又は高校生
 - (4) 前各号に定める者を引率する者
- 3 前項第4号に規定する者（以下「引率者」という。）が、同一の発表会等につき2人以上ある場合は、そのうち1人を限度に助成金を交付する。
- 4 前3項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要と認めるときは、その必要と認める額を予算の範囲内で助成することができる。
- 5 引率者が、釧路市暴力団排除条例（平成24年釧路市条例第33号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合は、第1項から第4項までの規定にかかわらず、助成金を交付しない。

(助成額)

第3条 前条第1項第1号及び第2号に規定する者（以下「出場者」という。）を発表会等に派遣する場合の1人当たりの助成基準額は、次の表に掲げる区分に応じ、それぞれ同表に掲げる額とする。

区分	1人当たりの助成基準額	
	全道	全国
小学生	10,000	23,000
中学生	15,000	38,000
高校生	10,000	25,000

- 2 引率者を発表会等に派遣する場合の助成基準額は、前項の表に掲げる区分のうち当該発表会等への出場者が最も多く属する区分に応じた、同表に掲げる額とする。
- 3 助成額は、前2項の規定により算出した額とする。ただし、全国発表会等が道内において開催される場合は、当該助成額に2分の1を乗じて得た額とする。
- 4 第3項の規定により算出した助成金の額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(助成の交付決定の取消し等)

第4条 教育委員会は、助成金交付決定後又は助成金の交付後に、引率者が暴力団員であることが判明したときは、助成金交付の決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(助成金の請求と精算)

第5条 助成金の請求と精算

- (1) 釧路市文化振興条例に基づく派遣助成基準による助成を求める時は、事業が開始される（参加する大会等が行われる）日の前までに助成金交付申請書及び別に定める必要書類を生涯学習課に提出しなければならない。
- (2) 釧路市文化振興条例に基づく派遣助成基準による助成の交付決定を受けた者は、必要に応じて交付予定の助成金の全額または一部金額の概算払いを釧路市教育委員会に求めることができる。ただし、助成金の概算払いを求める時は、事業が開始される（参加する大会等が行われる）日の前までに補助金等概算払申請書及び別に定める必要書類を生涯学習課に提出しなければならない。
- (2) 釧路市文化振興条例に基づく派遣助成基準による助成を受けた者は、事業が完了した（参加した大会等が終了した）日から1か月以内に事業実績報告書及び別に定める必要書類を生涯学習課に提出しなければならない。